

【古ビニール】

【廃ポリフィルム・その他産廃】

## 委任状

私は、私が排出する農業用廃プラスチックの処理の関し、受任者である社団法人農業用廃プラスチック処理公社に、下記事項に関する事務を委任します。

また、委任期間は、令和9年3月31日迄とし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対する書面による委任の終了の申し入れが無い限り、同一条件で更に一年間委任されたものとして、さらにその後も同様とします。

### 記

#### ・委任内容

- ①委任者が排出した農業用産業廃棄物の処理に関して、処理業者との間で適正な処理契約を締結する権限。
- ②産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付事務。

#### ・委任の条件

- ① 委任者が排出した農業用産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受任者が産業廃棄物処理業者との間で適正な処理契約を締結する。
- ② 農業用産業廃棄物の産業廃棄物としての排出事業者責任は、委任者に在る。
- ③ 委任者は、農業用産業廃棄物を受任者に引き渡す場合、持込日、場所、形状(束ね方など)の分別の徹底等、受任者が別に示す条件に従わなければならない。
- ④ 不適切な排出物が混入されていた場合は、排出物を委任者に返還する。
- ⑤ 処理に要する費用は、委任者は受任者が示す金額を支払わなくてはならない。

令和 年 月 日

委任者

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_